

平成28年6月20日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

近畿経済産業局から、別添の事業者による電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請（11件）に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準」（20160415資第13号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙の通り近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別添)

【電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請を行った事業者及び回答】

- ・ 洲本瓦斯株式会社（法人番号 7140001084732） 別紙
- ・ 丹後瓦斯株式会社（法人番号 8130001043473） 別紙
- ・ 敦賀ガス株式会社（法人番号 6210001010847） 別紙
- ・ 五条ガス株式会社（法人番号 6150001015464） 別紙
- ・ 新宮ガス株式会社（法人番号 5170001011479） 別紙
- ・ 福知山都市ガス株式会社（法人番号 1130001049683） 別紙
- ・ 篠山都市ガス株式会社（法人番号 7140001041907） 別紙
- ・ 豊岡エネルギー株式会社（法人番号 1140001056506） 別紙
- ・ 越前エネライン株式会社（法人番号 9210001013426） 別紙
- ・ 株式会社長田野ガスセンター（法人番号 1130001040972） 別紙
- ・ 福井市企業管理者（法人番号 7000020182010） 別紙

(別紙)
官 印 省 略
20160608近畿第38号
平成28年6月20日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について（回答）

平成28年6月6日付け20160603近畿第20号により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認の申請については、承認することに異存はありません。